

〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・

農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？

**天龍村農業委員会に
届出をお願いします**

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！

(届出書の様式は裏面のとおりです。)

天龍村農業委員会事務局

電話：0260-32-1023 (内線：232)

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

令和 年 月 日

天龍村農業委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

下記農地（採草放牧地）について、_____により_____を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所 在・地 番	地 目		面積 (㎡)	取得した 権利の種類	耕作の状況	備 考
	登記簿	現 況				

※この欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。

3 権利を取得した日

令和 年 月 日

4 権利を取得した事由

5 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

有 ・ 無

